

滋賀県健康福祉サービス第三者評価業務実施要領

(目的)

第1条 この要領は、滋賀県健康福祉サービス評価システム推進事業実施要綱第4の規定に基づき、評価機関の評価業務の手法および内容等を定めることにより、評価機関の適切な評価業務の執行を確保することを目的とする。

(評価業務)

第2条 評価機関は、別に定める県の評価基準に従い、事業の種類ごとに評価業務を実施する。ただし、県の評価基準に独自の評価項目を追加して評価業務を行うことを妨げない。

(契約)

第3条 評価機関は、第三者評価事業を行うに当たっては、事業者と文書による契約を取り交わすものとする。

2 契約書には、次に掲げる事項を盛り込まなければならない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約期間
- (3) 評価項目および手法
- (4) 評価調査者
- (5) 契約金額および支払い
- (6) 評価機関の義務
- (7) 事業者の義務
- (8) 公表および県への報告
- (9) 評価機関および評価調査者の守秘義務および禁止行為
- (10) 契約の変更および解除
- (11) 損害賠償および苦情対応
- (12) 双方の協議

3 評価機関は、契約に当たって、事業者に事業の趣旨、評価内容、評価手法、評価調査者等の重要事項を事前に説明しなければならない。

(評価手法)

第4条 評価業務は、事前調査、訪問調査および利用者調査により実施するものとする。

(1) 事前調査

ア 事業者に対し、評価基準を示し、県が定める自己評価実施ガイドラインに基づく自己評価の実施を求める。

イ 事業者から、評価基準に基づく自己評価の結果と事業所のサービスに関する基礎的資料(サービスの種別、定員、施設・設備の状況などを把握するための調査票と事業所のパンフレット、事業計画、予算などを示したもの)について提出を求め、その内容について検討・分析を行う。

(2) 訪問調査

ア 訪問調査においては、事業所内の視察および面接調査により、福祉サービスの提供に係る具体的配慮等の状況について確認を行う。

イ 事業所内の視察においては、事業所内の環境や設備上での工夫等について具体的な配慮の状況を確認する。

ウ 面接調査においては、評価基準の各項目について、事業者が提出した自己評価結果や基礎的資料等を踏まえ、具体的な取り組み状況を聴取するとともに、併せて書面や記録等でその実施状況を確認する。

(3) 利用者調査

評価機関は、利用者のサービスに関する意向を把握するため、別に定める利用者調査実施要項に基づき、利用者調査を実施する。

(評価調査者の責務)

第5条 評価調査者が評価業務に従事する場合は、評価機関に属する評価調査者であることを証する書類を提示し、身分を明らかにした上で実施する。

(評価調査者の任命)

第6条 一件の評価業務は、滋賀県健康福祉サービス第三者評価機関認証実施要領（以下「認証要領」という。）に定める評価調査者2名以上で一貫して実施する。

2 評価調査者には、認証要領第2条第5号 および に定める要件を満たす者が、それぞれ1名以上含まれるものとする。

(評価結果の決定)

第7条 評価結果は、当該評価業務に携わった評価調査者全員の合議により、評価項目ごとに総合的に判断し決定する。

2 認証要領第2条第3号に該当する評価機関にあっては、評価調査者の報告を受けた第三者評価委員会が、評価項目ごとに総合的に判断し、評価結果を決定する。

(評価結果の報告等)

第8条 評価機関は、取りまとめた評価結果を事業者に報告し、内容を説明するとともに、評価結果の公表について当該事業者の同意を得る。

ただし、事業者から評価結果について、意見の申し入れがなされた場合には、その内容について審査を行い、評価の見直しが必要と認められる場合においては、再評価を行う。

2 評価機関は、第三者評価事業の終了後、県に対して、その評価結果および公表に関する同意の有無を報告する。

(評価結果の公表)

第9条 県および評価機関は、事業所の同意が得られた評価結果を、別に定める公表要領等に基づき公表する。

附 則

この要領は、平成18年9月14日から施行する。

